

住民の直接請求権

種類	必要な署名数	請求先	その他
条例の制定・改廃	有権者の 50 分の 1 以上	首長	首長とは都道府県知事と (区) 市町村長です
監査請求	有権者の 50 分の 1 以上	監査委員	地方公共団体の機関又は職員の違法など について、住民が監査を求め、 必要な措置をとることを請求できる
議会の解散請求	有権者の 3 分の 1 以上	選挙管理委員会	住民投票をおこない有効投票数の 過半数の同意で解散
議員・首長の 解職請求	有権者の 3 分の 1 以上	選挙管理委員会	住民投票をおこない有効投票数の 過半数の同意で解職 ※有権者数が 40 万人を超える場合は 40 万人の 3 分の 1 に 40 万人を超えた人数の 6 分の 1 を足した数以上。 80 万人を超える場合は 40 万人の 3 分の 1 に 40 万人の 6 分の 1 と 80 万人を超えた数の 8 分の 1 を 足した数以上になります